

令和3年度 第1回

茨木市国民健康保険運営協議会

会 議 録

茨木市 健康医療部 保険年金課

1 令和3年度第1回茨木市国民健康保険運営協議会を、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、書面送付により開催した。

2 案件

(1) 諮問

保険料の算定に関する改定について (資料1)

(2) 報告

・令和3年度茨木市国民健康保険事業の状況について (資料2)

・出産育児一時金に関する茨木市国民健康保険条例の一部改正について (資料3)

・令和4年度国民健康保険料の試算について (資料4)

3 内容

以下のとおり

茨木市国民健康保険運営協議会

書面送付による開催

令和3年度第1回茨木市国民健康保険運営協議会について、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、対面での会議は行わず、書面回付により、本市運営協議会委員に対し、諮問事項及び報告事項についての意見照会を行った。(照会文書送付日：令和4年1月21日、事務局回答送付日：令和4年2月3日)

1 諮問事項(資料1)

国民健康保険法施行令の改正に伴い、保険料算定に関する条例改正を行い保険料の算定方法を変更することについての異議の有無、委員意見及び事務局の回答は、以下のとおり。

全委員異議なし

(委員意見)

子育て世帯の経済的負担軽減措置や中間所得層の負担軽減措置を取られることは大いに評価するものだが、さらなる低所得者層に対する負担軽減策の拡充や強化とともに、低所得者を多く抱える国保への一層の支援を国や関係機関に要望してもらいたい。

(事務局回答)

今後も引き続き、低所得者の保険料負担のさらなる軽減措置や軽減措置に係る財政支援について国や府に要望してまいります。

2 報告事項

(1) 令和3年度茨木市国民健康保険事業の状況について(資料2)

本市の令和3年度国民健康保険事業における現在の状況に関する報告について、委員意見及び事務局の回答は、以下のとおり。

(委員意見)

新型コロナワクチンの副反応への対応について、主治医だけでなく、もっと身近で気軽に相談できる窓口を設ける必要があるのではないかと。

(事務局回答)

新型コロナワクチンに関する相談体制は市町村、都道府県、厚生労働省及びワクチンメーカー等が、それぞれの役割に応じて対応することになっております。また、副反応等についての専門的な相談対応は市町村では困難でありますことから、都道府県が相談窓口を設置することとなっております。大阪府では、副反応等に関する専門相談員による専門相談窓口を設置しており、市広報誌、ホームページ等を活用し、周知を行っております。

(委員意見)

保険料収納状況は現年分も滞納繰越分も収納率の向上が見込まれるとのことだが、コロナ禍が収束した後もこの傾向が続くよう、コールセンターの拡充や納付環境の改善に取り組んでもらいたい。

(事務局回答)

保険料収納状況の改善につきましては、今後もコールセンターの活用や納付環境を含め、市民のニーズに応じた効率的・効果的な取り組みを引き続き進めてまいります。

(委員意見)

収納の取り組みについては、様々な方法を用いてよくやられており、引き続きお願いしたい。

今回の報告内容では、保健事業の進捗がわからなかったが、医療費適正化の視点からも積極的な取り組みをお願いしたい。

(事務局回答)

収納の取り組みについては、今後も効率的・効果的な方法を用いて取り組みを引き続き進めてまいります。また、保健事業につきましても、引き続き積極的な取り組みを実施してまいります。

(2) 令和4年度保険料の試算について(資料4)

大阪府から示された令和4年度標準保険料での一人当たり保険料、及び現時点での被保険者の世帯状況及び令和2年所得に基づき試算を行った一人あたり令和4年度の本市の保険料の報告について、委員意見及び事務局の回答は、以下のとおり。

(委員意見)

激変緩和措置の適用期限がもうすぐ終了となるが、中間・低所得者層への影響が少なくなるような取り組みをしてもらいたい。

(事務局回答)

引き続き激変緩和措置を講じることにより、被保険者の保険料負担が急増し生活設計に支障が生じることがないように、保険料算定を行ってまいります。

(委員意見)

府内他市との比較や、激変緩和措置解消の見込み、道筋等について説明があれば理解しやすくなると思われる。

(事務局回答)

国民健康保険制度の広域化により、大阪府において定められた運営方針において、令和6年度に保険料率を府内で統一することが定められており、それまでの間、統一保険料になることによる保険料の急増を回避するため激変緩和措置を行うものとされております。

本市におきましても、府内平均より低い保険料であることから、保険料統一による保険

料負担の急増を回避するため、段階的に統一保険料に近づける激変緩和措置を令和5年度まで行っていく予定としております。

今後もわかりやすい資料となるよう努めてまいります。ご意見につきましては、次年度の参考とさせていただきます。